

浜田市子ども食堂等支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子どもの貧困対策の一環として、市内において子ども食堂等を実施する者に対して、その事業の運営に要する費用の一部を補助することにより、子どもの居場所づくりを推進することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）も定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、市長が適当と認める地域団体、法人又は民間事業者等（市内に事務所又は事業所を有するものに限る。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、市内において子ども食堂等を運営する事業とする。

(補助要件)

第4条 補助の対象となる事業要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 食事の提供を概ね月1回以上定期的に実施すること。
- (2) 1年以上継続して事業を実施する見込みがあること。
- (3) 18歳未満の子どもの利用者が総利用者の3割以上であること。
- (4) 18歳未満の子どもの利用料が無料又は材料費等の実費相当額であること。
- (5) 参加者を幅広く募集し、制限しないこと。
- (6) 利用者の安全及び衛生の確保並びに個人情報の保護のために必要な措置を講ずること。
- (7) 当該事業に対し、同一年度において他の同種の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費（開催の準備に係るものを含み、食材の購入に要する経費を除く。）であって、次に掲げるものとする。

- (1) 施設利用料

(2) 衛生品（食材保管用蓋付容器、食品用包装資材、手洗い用石けん、ペーパータオル、消毒用アルコール、中性洗剤又は弱アルカリ性洗剤、塩素系消毒剤、使い捨て手袋、マスク等）の購入に要する経費

(3) 広報関係費用

(4) その他市長が必要と認める経費
（補助金額）

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費の額（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、10 万円を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。
（交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浜田市子ども食堂等支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、1 年度当たり 1 回を限りすることができる。
（交付決定）

第 8 条 市長は、前条第 1 項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、浜田市子ども食堂等支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第 9 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第 9 条第 1 項に規定する事由が生じたときは、浜田市子ども食堂等支援事業変更承認申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

（実績報告）

第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに浜田

市子ども食堂等支援事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
（交付額の確定等）

第11条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、浜田市子ども食堂等支援事業補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第12条 補助金は、補助事業者は当該補助事業を完了した後において交付する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、浜田市子ども食堂等支援事業補助金交付請求書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
（署名又は記名押印）
電話番号

浜田市子ども食堂等支援事業補助金交付申請書

浜田市子ども食堂等支援事業補助金の交付を受けたいので、浜田市子ども食堂等支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の名称
浜田市子ども食堂等支援事業補助金
- 2 補助金交付申請額 円
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書

様式第 2 号（第 8 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長



浜田市子ども食堂等支援事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました浜田市子ども食堂等支援事業補助金の交付について、下記のとおり決定（却下）しましたので、浜田市子ども食堂等支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称

2 交付金額 円

3 交付条件

4 交付の時期

（却下理由）

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者

住 所

氏 名

⑩

（署名又は記名押印）

浜田市子ども食堂等支援事業変更承認申請書

年 月 日付け、浜田市指令 第 号をもって、交付決定のあった浜田市子ども食堂等支援事業について、下記のとおり変更したいので、浜田市子ども食堂等支援事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 変更年月日
- 5 添付書類

様式第 4 号（第 10 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

住 所

氏 名

⑩

（署名又は記名押印）

浜田市子ども食堂等支援事業実績報告書

年 月 日付け、浜田市指令 第 号をもって、交付決定のあった浜田市子ども食堂等支援事業の実績について、下記のとおり浜田市子ども食堂等支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の実施期間
- 3 補助金の交付決定額及びその精算額
- 4 添付書類
 - (1) 事業実績報告書
 - (2) 収支決算書

様式第 5 号（第 11 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長 印

浜田市子ども食堂等支援事業補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました浜田市子ども食堂等支援事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、浜田市子ども食堂等支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定通知額 円
- 3 補助事業の対象経費の精算額 円
- 4 補助金の交付確定額 円
(交付決定通知額) - (交付確定額) 円

様式第 6 号（第 12 条関係）

浜田市子ども食堂等支援事業補助金交付請求書

一 金								円
-----	--	--	--	--	--	--	--	---

これは、 年 月 日付け浜田市指令 第 号をもって、交付決定通知（確定通知）のあった補助金

内 訳	既交付額	円
	今回請求額	円
	未交付額	円

浜田市子ども食堂等支援事業補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

浜田市長 様

住所

氏名 ⑩

（署名又は記名押印）

補助金の交付については、下記への口座振替を希望します。

金融機関名	
同店舗名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店
預金種目	1 普通 2 当座 3 その他（ ）
口座番号	
口座名義人	フリガナ